

海外から帰国した人の年末調整

Q. 海外で勤務していた社員が、日本に帰国してきました。
年末調整はどのように行うのでしょうか。

A. 日本に帰国し、居住者となった日以降に受け取った給与について、年末調整を行います。

- ① 出向等で海外に 1 年以上いる予定で出国した人は、非居住者となり、国内勤務にかかる給与以外は、日本では源泉徴収されません(役員報酬は除く)。
- ② 反対に、1 年以上日本にいたる予定で帰国した人は、居住者となり、それ以降に受け取る給与には当然に源泉徴収がなされます。
- ③ ②の帰国者は、居住者となった日(帰国後)以降に受け取った給与について、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出をして、年末調整をすることとなります。
- ④ その際、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、小規模企業共済等掛金控除には注意が必要です。居住者となった日以降に支払った金額についてのみ、控除の対象となります。
- ⑤ 一方、扶養控除については、年末時点での状態で判断します。
通常の年末調整と変わりません。
- ⑥ 住宅借入金等特別控除を元々受けていた方については、生計を一にする親族も一緒に転勤し、非居住者となった場合等は、その非居住者となった年以降は、適用することができません。
しかし、出国前に一定の手続きを行い、帰国後、再びその家屋を居住の用に供すれば、再適用を受けることができます。
こちらは、年末調整ではなく確定申告による手続きとなります。